

南房総市宿泊税の概要

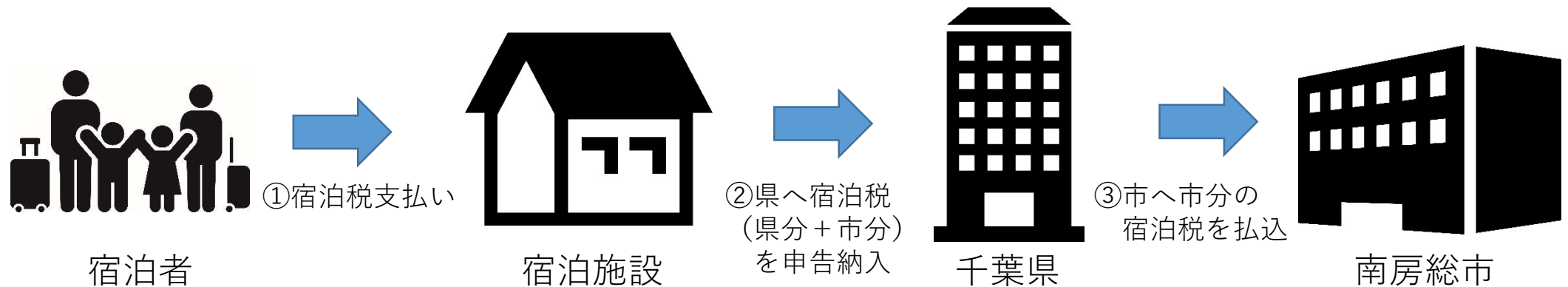
令和8年6月



- ▶ 1 宿泊税とは
- ▶ 2 なぜ宿泊税が必要か
- ▶ 3 宿泊税の制度概要
- ▶ 4 宿泊税の使い道(使途)
- ▶ 5 宿泊税導入検討の経過
- ▶ 6 今後のスケジュール

▶ 1 宿泊税とは

◇ 宿泊税は、市内のホテルや旅館などに泊まった方にご負担いただく税金です。観光で訪れたお客様に、少しでもご協力いただくことで、私たちのまちの観光をより良くしていくための仕組みです。



税率と納付の流れ

◇ この税金は、宿泊者から宿泊施設が代わりにお預かりし、県や市に納めていただくものです。1人1泊につき、県は150円、市は50円で合計200円となります。

宿泊税の導入には

- ◇ 県や市町村が独自に宿泊税（法定外目的税）を導入するためには、総務大臣の同意を得なければなりません。
- ◇ 県や市町村は条例を制定し、税率や用途（使い道）を定めることができます。

▶ 2 なぜ宿泊税が必要か

1 新たな財源確保の必要性



人口減少や高齢化による税収減

◇人口減少による税収減への対応

少子高齢化や人口減少により市税収入の減収が見込まれます。

◇観光まちづくりへの取り組みが重要

観光による交流人口を増やし、観光産業による税収増や新たな雇用の創出、所得の向上など「稼ぐ力」を引き出すことが求められています。

◇安定的な財源の確保から好循環へ

観光産業の活性化には時間がかかり、景気などに左右されるため、安定的かつ持続的な財源の確保が必要となります。

今までの財源から継続的に支出していくには限界があるため、新たな自主財源の導入が必要となります。



宿泊税により経済活性化の好循環へ

2 宿泊税導入の合理性



◇受益と負担

観光施策や観光施設は市税等によって運営されています。

その多くは来訪者が受益を受けていますが、負担はしていません。観光振興の費用を来訪者にも少し負担していただくことは、合理性があるといえます。


◇宿泊行為

行政コストが比較的にかからず来訪者の範囲も特定しやすい。

▶ 3 宿泊税の制度概要

1 税率

千葉県 150円 + 南房総市 50円

 合計 200円

◇ 1人1泊につき課税されます。
ただし、宿泊料金が無料の場合は課税されません。

2 免税点

◇ 設けない
免税点は「宿泊料金〇〇〇円以下は課税しない」という制度です。
県や市に代わって徴収する宿泊事業者が混乱しないよう県に準じて設けていません。

3 課税免除

◇ 教育旅行、部活動、認定地域クラブ活動に伴う宿泊
課税免除は「このカテゴリの宿泊者は課税しない」という制度です。
千葉県は学校や保育所等が主催する修学旅行、林間学校、臨海学校等や高校までの部活動、（認定or部活動の地域展開として実施する）地域クラブ活動は、公益性が高いため課税免除としています。
本市においても千葉県に合わせ課税免除いたします。

▶ 4 宿泊税の使い道（使途）

宿泊税の使途については、魅力ある観光地を創造し、観光客の増加及び地域の活性化、さらには地方創生の実現につなげることを基本方針とする。

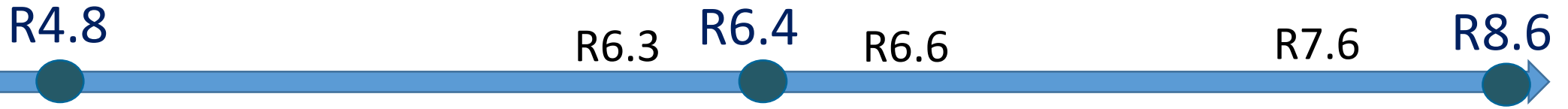
そうした中、南房総市の観光施策については、人口減少抑制に向けて、市民・事業者・観光関係団体・農林水産関係団体・行政が連携して魅力ある観光地づくりを行い、移住・定住の入り口となる「関係人口の拡大」を図りながら観光振興に通じる地域活性化を図るという目標に向けて取り組んでいく。

ただし、観光を取り巻く状況の変化、求められる施策は常に変化しているため、宿泊税の使途については、数年先の使途の可能性を狭めることなく、柔軟に対応できるよう、活用する事業は毎年度検討することとしつつ、以下の項目については当面の間、重点的に取り組むこととし、併せて、国や県の有利な補助制度を積極的に活用していくこととする。

南房総市が想定する事業規模（約6,000万円） ※市の宿泊税率を50円とした場合

地域の魅力「南房総らしさ」の磨き上げ ◆花畑の再生（約2,000万円）	近年急激に減少している南房総の「お花畑」を現在の観光ニーズに併せて再現させるなど自然環境の維持・整備	県からの 交付金 約3,500万円
南房総の観光の強力なウリ（目玉）の創出 ◆フォトスポットの創出（約500万円）	その地域にしかなく、ニュースソースになるような、そのもの自体が観光目的となるものを創出	
時代のニーズに合った情報発信 ◆情報発信（約500万円）	インフルエンサーを活用し、情報発信の初動の加速とSNS上での拡散を狙う	
宿泊施設の磨き上げ改修補助 ◆宿泊施設の改修費（約500万円）	キャッシュレス化やユニバーサルツーリズムのための改修補助	
観光地域づくりコーディネーターの人材確保 ◆コーディネーター人件費（約800万円）	花畑再生やフォトスポット作成等、持続的な観光地域づくりを推進できる人材の確保	宿泊税 市独自 課税分 約2,500万円
教育旅行・スポーツ大会の誘致 ◆教育旅行・スポーツ大会の誘致（約500万円）	教育旅行への補助（バス、体育館等）、スポーツ大会への補助（大会運営支援、景品提供等）	
徴税経費 ◆特別徴収義務者への報酬（約200万円）	宿泊税の徴収事務を担う宿泊事業者に対して報奨金を交付	
宿泊客流出懸念への対応 ◆宿泊客流出対策費（約1,000万円）	宿泊税により他県へ流出してしまう宿泊者への対応	

▶ 5 宿泊税導入検討の経過



庁内ワーキンググループでの検討開始

1 1 回開催

報告書の提出

南房総市宿泊税検討委員会設置

諮問

6 回開催

答申

・ 地域説明会
・ 県との調整

パブリックコメントの実施

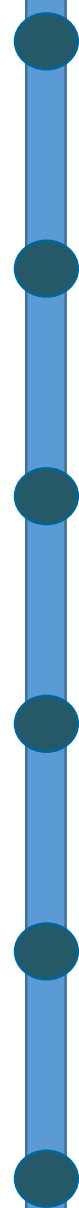
主な検討内容

1. 南房総市の現況
2. 来訪者の現況
3. 来訪者の増加に伴う課題と行政サービスの充実の必要性
4. 新たな財源確保の必要性
5. 宿泊税導入の可能性の検討
6. 先行自治体の状況
7. 市内宿泊施設及び来訪者へのアンケート
8. 今後に向けた検討

答申の概要

1. 南房総市の情勢・観光の現況
2. 財源の検討
3. 宿泊税の用途
花畑の再生、フォトスポットの創出など
4. 課税要件
税率 1人1泊50円程度
5. 千葉県の宿泊税導入
税率 1人1泊150円

▶ 6 今後のスケジュール

- 
- R 8. 6 ● パブリックコメントの実施
 - 事業者向け説明会実施
 - R 8. 12 ● 南房総市宿泊税条例案の議会上程
 - 法定外目的税「宿泊税」の新設について総務大臣に協議
 - 導入準備（広報・周知期間等）
 - R10. 9 ● 南房総市宿泊税導入予定